

大阪市感染症予防計画

[初版]

令和6年3月
大阪市

大阪市感染症予防計画 目次

はじめに	…4
第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方	…5
1 事前対応型行政の構築	
2 市民等一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	
3 人権の尊重	
4 情報公開と個人情報の保護	
5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	
6 実施機関等の役割	
第二章 各論	
第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	…9
1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	…9
(1)感染症発生動向調査	
(2)感染症対策部門と各関係部門との連携	
(3)検疫所との連携	
(4)関係機関及び関係団体との連携	
(5)予防接種	
2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	…11
(1)情報提供等	
(2)積極的疫学調査の実施	
(3)対人措置の実施	
(4)対物措置の実施	
(5)感染症対策部門と各関係部門との連携	
(6)検疫所との連携	
(7)関係機関及び関係団体との連携	
(8)予防接種	
第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	…15
第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	…16
(1)各機関等の取組み	
(2)総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	
(3)関係機関及び関係団体との連携	
第4 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	…18
第5 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	…19
第6 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	…21
第7 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	…22
(1)保健所の体制整備	

(2)関係機関等との連携	
(3)執務スペースの確保	
第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	…24
(1)緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策	
(2)緊急時における国との連絡体制	
(3)他の地方公共団体との連絡体制	
(4)検疫所との連携	
(5)緊急時における情報提供	
第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	…26
(1)患者等への差別や偏見の解消及び感染症についての正しい知識の普及	
(2)感染症患者等の個人情報保護と人権の尊重	
(3)関係機関及び関係団体との連携	
第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	…27
(1)院内及び施設内感染防止	
(2)災害防疫	
(3)外国人への対応	
(4)薬剤耐性対策	
(5)特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	

略称一覧

本計画では、以下の略称を用いる。

略称	本計画での表記 正式名称・意味など
法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法
基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
予防計画	感染症の予防のための施策の実施に関する計画
特定感染症予防指針	法第 11 条に規定する特定感染症予防指針
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID－19)
市	大阪市
府	大阪府
国等	国及び府
府等	府及び他の地方公共団体
市民等	市に居住する者及び市に通勤・通学や観光等で来訪する者等 ※市内居住者のみを指す場合は、「市民」とする
平時	感染症患者発生後の対応時以外の状態
感染症発生動向調査	国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民等及び医師等医療関係者への公表
新興感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る)及び新感染症)
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等での療養者 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助の全て又はいずれかをさす

はじめに

令和元年12月に発生した新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月に公布されました。

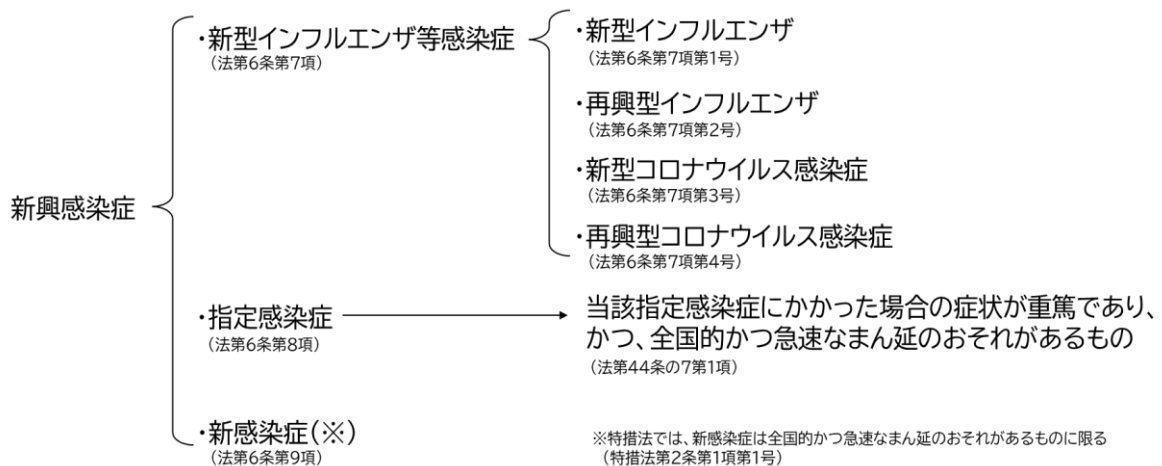
感染症法の一部改正により、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、国が策定する基本指針及び都道府県が策定する予防計画の記載事項を充実させるほか、保健所設置市区においても予防計画の策定が義務付けられ、感染症対策の一層の充実を図ることが示されました。

本市においては、基本指針や府予防計画、令和5年9月に取りまとめた「大阪市保健所における新型コロナウイルス対策の振り返り(報告書)」を踏まえ、大阪府感染症対策審議会感染症対策部会での協議を行うとともに、パブリック・コメントの実施により市民の意見等を反映しながら、新たに予防計画を策定しました。

本予防計画に基づき、これまでの新型コロナ対応において培ってきた、府、他の市町村、医療機関、医療関係団体、高齢者施設等とのネットワークが今後も有効に機能するよう連携に努め、行政、施設、市民等が感染症への対応力向上につながる取組みを進めるとともに、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止に取り組んでいきます。

なお、本予防計画は、基本指針や府予防計画、大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画等の改定時において再検討を行い、必要に応じて改定を行います。

○本計画における新興感染症の定義は、以下のとおりとする



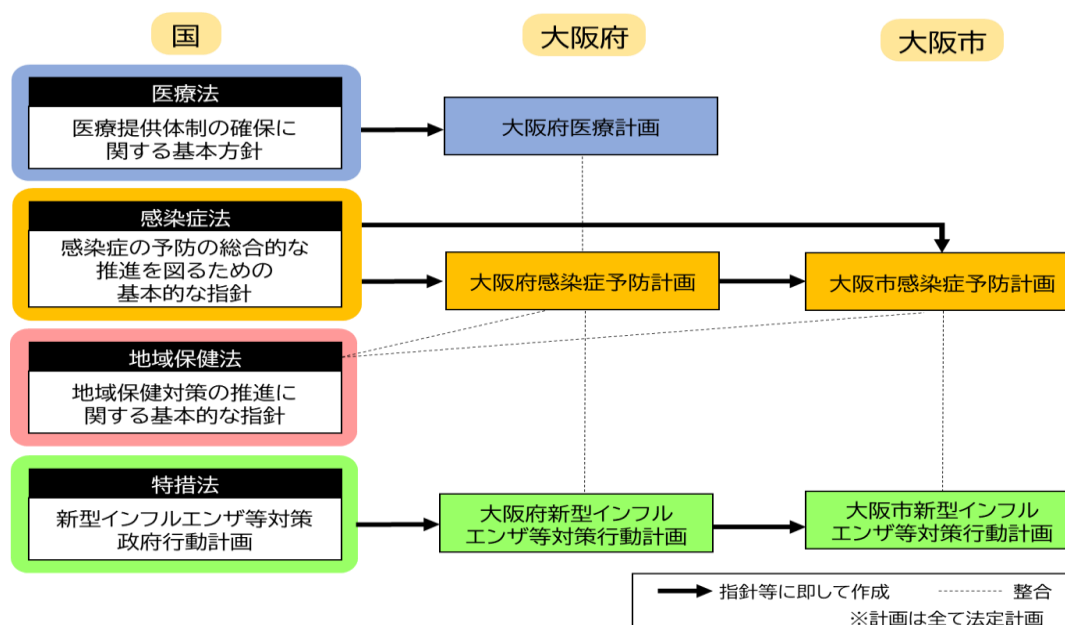
第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方

1 事前対応型行政の構築

市は、感染症が発生してから防疫措置を講ずる事後対応だけでなく、感染症発生動向調査を適切に実施するための体制の整備、基本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応の施策を推進する。(図1)

また、府が設置する都道府県連携協議会(府、保健所設置市、感染症指定医療機関、医療関係団体、消防機関等で構成)において、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年同協議会に共有し、進捗管理を行うことで、PDCA サイクルに基づく改善を図りながら、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を進める。

図1 保健・医療分野(感染症関連)における各計画の体系図



2 市民等一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

市は、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報について、市民等への積極的な公表を進める。

また、市民等一人ひとりにおける予防を強化するため、感染症に関する知識の普及啓発を促進するとともに、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねを実現するために、府と連携しながら医療提供体制の充実を図り、社会全体の予防を推進する。

3 人権の尊重

市は、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受け

られ、入院の措置がとられた場合においても早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

また、感染症に関する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

4 情報公開と個人情報の保護

市は、感染症に関する情報については、感染症の患者の発生状況や医学的知見など、市民等が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供することを原則とする一方で、人権の尊重のもと、個人情報の保護を徹底する。

5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症への対応を含め、災害等の健康危機事象が複合的に発生した場合に備えて、国、府、市町村、保健所、地方衛生研究所、医療機関、医療関係団体、高齢者施設等関係団体、学校等が相互に連携・協力し、感染症の発生及びまん延の防止に迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

また、市は、基本指針、特定感染症予防指針及び予防計画に基づいた具体策が実施できるよう、感染症対策にかかる各種計画、マニュアル等を策定及び周知し、健康危機管理体制を構築する。

6 実施機関等の役割

国、府及び市、市民等や医療従事者等においては、基本指針に定める役割に基づき、感染症発生の予防及びまん延の防止のための施策を推進する。

〔基本指針(抜粋)〕

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

- 1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、国及び地方公共団体は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重することが重要である。
- 2 都道府県連携協議会は、法に基づく予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市等その他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的に、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。その上で、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿って、各論点ごとに議論する役割に分けることが重要である。
- 3 予防計画の作成者たる都道府県と、当該都道府県の管内の保健所設置市等は、各々の予防計画に沿って感染症対策を行うが、保健所設置市等においても、基本指針及び都道府県が策定する予防計画に即して予防計画を策定することに鑑み、都道府県連携協議会等を通じて、予防計画を立案する段階から、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。
- 4 都道府県等においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等(地域保健法第26条に規定する業務を行う同法第5条第1項に規定する地方公共団体の機関(当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関)をいう。以下同じ。))については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行うことが重要である。また、国において都道府県等が行う取組を支援することが重要である。
- 5 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援等を通じて都道府県等の取組を支援する必要がある。また、法第36条の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。))において、危機管理の教育を受けた感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等の総合調整を行う必要がある。
- 6 都道府県は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への人材派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する体制を構築する必要がある。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間には、情報集約、地方公共団体間調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する必要がある。
- 7 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養の対応能力を構築することが必要である。
- 8 市町村は、自宅療養者等の療養環境の整備等、都道府県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る必要がある。

六 国民の果たすべき役割

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

七 医師等の果たすべき役割

- 1 医師その他の医療関係者は、6に定める国民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。
- 2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 保険医療機関又は保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

八 獣医師等の果たすべき役割

- 1 獣医師その他の獣医療関係者は、6に定める国民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。
- 2 動物等取扱業者は、6に定める国民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※『動物等取扱業者』とは動物又はその死体の輸入、保管、貸出、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。

第二章 各論

第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

(1) 感染症発生動向調査

ア 情報の収集、分析及び公表

市は、感染症発生動向調査を適切に実施し、府等関係機関と相互に連携しながら、感染症に関する情報を収集及び分析するとともに、市民等及び医師等医療関係者に対して公表する体制を整備する。

また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(地方衛生研究所)は、必要に応じ、医療機関等の協力も得ながら、病原体に関する情報の収集、分析を行う。

イ 感染症の届出の周知徹底等

市は、医師会等の医療関係団体等を通じて、法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備する。

また、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき、健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、市は、医師からの届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制整備に努める。

二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても同様に、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、市は、法第14条に規定する指定届出機関からの届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制整備に努める。

ウ 定点医療機関(指定届出機関)及び病原体の提出医療機関等(指定提出機関)の確保等

市は、法第14条に規定する指定届出機関及び法第14条の2で規定する指定提出機関については、定量的な感染症の種別ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう、府や医師会等と協力して整備を進める。

エ その他

法第 13 条の規定による届出を受けた市長は、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、府等関係機関と相互に連携して、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講じる。

(2) 感染症対策部門と各関係部門との連携

ア 食品衛生部門との連携

飲食に起因する感染症(食品媒介感染症)の予防について、食中毒対策は食品衛生部門が主体となるが、二次感染によるまん延の防止等については、感染症対策部門が主体となって食品衛生部門と連携し、関係業種や市民等に対して正しい知識の普及等を図る。

イ 環境衛生部門との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、感染症対策部門は環境衛生部門と連携し、関係業種や市民等に対して正しい知識の普及等を図る。

ウ 動物衛生部門との連携

動物由来感染症の予防について、感染症対策部門は動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第 13 条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、動物衛生部門と連携し、関係業種や市民等に対して正しい知識の普及等を図る。

(3) 検疫所との連携

市は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくために、都道府県連携協議会等への参画等により、検疫所との連携体制を構築する。

(4) 関係機関及び関係団体との連携

市は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、都道府県連携協議会等への参画等により、国や府等をはじめ、医療関係団体、地方衛生研究所、学校、高齢者施設等関係団体等、企業等の関係機関との連携を図り、感染症を含む各分野の専門家や医療関係団体からの助言を得ながら、感染症対策を進める。

(5) 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受けもつ重要なものである。そのため、市は、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進するとともに、予防接種を希望する市民に対し、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供する。

2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

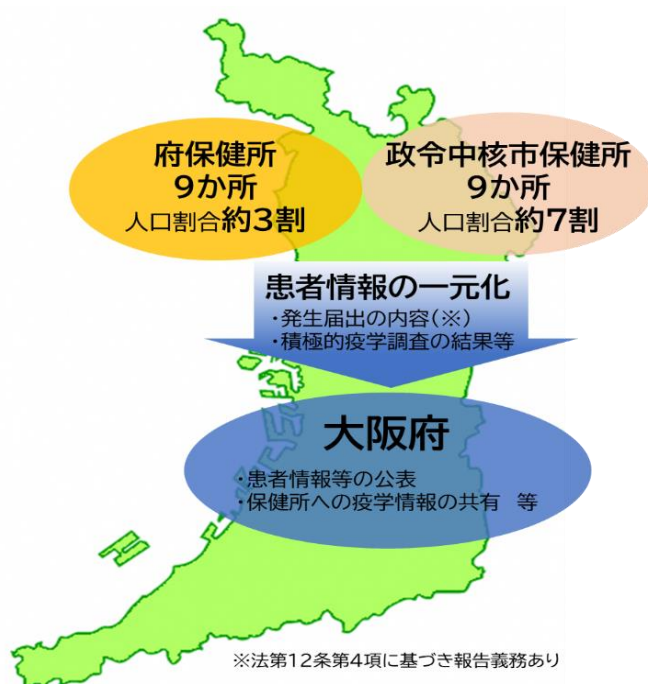
(1) 情報提供等

ア 患者情報等の公表

患者情報等の公表は、情報を公表することによって達成する行政目的及び市民等の利益を考慮し、保護すべき個人情報等に留意しながら、それぞれ管内の状況について府等と相互に連携して行う。

なお、一類感染症及び新興感染症については、大阪府・保健所設置市等感染症連携会議等を通じて、公表内容について協議の上、府で一元的に公表する。(図2)

図2 患者情報等の一元化(イメージ図)



イ 府との情報連携等

市長は、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、個人情報の保護に留意の上、府知事に対して患者数及び患者の居住地域等の情報を提供する等の連携を図る。

(2) 積極的疫学調査の実施

ア 積極的疫学調査の実施

市は、以下の場合に積極的疫学調査を的確に行う。

- ① 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
- ② 五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合

- ③ 国内で発生していない感染症であって、国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- ④ 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ⑤ その他必要と認める場合

イ 積極的疫学調査の実施手法等

市は、積極的疫学調査の実施に当たっては、対象者の協力が得られるよう、その趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めるとともに、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく積極的疫学調査に応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明する。

また、(地独)大阪健康安全基盤研究所や府等と連携を図り、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の地方衛生研究所等の協力を得ながら、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めるとともに、他の地方公共団体から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行う。

緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国と連携を取りながら必要な情報の収集を行う。

なお、国の医療 DX 推進による感染症発生動向調査の情報基盤整備に併せて、国又は府等に対する発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等について、電磁的方法により行う体制の整備に努める。

(3) 対人措置の実施

ア 健康診断等における手続等

市は、検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告又は措置の適用に当たって、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限にとどめるとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第 20 条に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

なお、就業制限や入院勧告又は措置の適用に当たっては、感染症の診査に関する協議会において、感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断とともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点も踏まえて審議等を行う。このため、感染症の診査に関する協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮し、広範に人選を行う。

イ 検体の採取等

市は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象とし、検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置を行う。

ウ 健康診断

市は、健康診断の勧告等について、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とするとともに、必要に応じて当該感染症に関する情報の公表を的確に行うことにより、市民等が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

エ 就業制限

就業制限については、その対象者の判断に基づく自発的な休暇や、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、市は、対象者やその他の関係者に対し、このことの周知を図る。

オ 入院勧告

市は、入院勧告を行う際、患者等に対して入院の理由はもちろんのこと、退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、口頭により十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促す。

また、入院勧告等の実施後、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。入院後は法第 24 条の 2 に基づく処遇に対する苦情の申出について、その内容の聞き取りを行うなど適切に対応するとともに、医師の十分な説明やカウンセリング(相談)を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。

なお、入院勧告等に係る患者等が法第 22 条に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうか等の確認を速やかに行う。

(4) 対物措置の実施

市は、個人や団体の所有物に対する消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に対する廃棄等の措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たって、所有者の権利に配慮し必要最小限にとどめるとともに、可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。

(5) 感染症対策部門と各関係部門との連携

ア 食品衛生部門との連携

食品媒介感染症が発生した場合には、食品衛生部門にあつては、感染の拡大を防止するための行政措置を講じ、感染症対策部門においては食品衛生部門と連携しながら、二次感染によるまん延を防止するために、必要な措置を講じる。

イ 環境衛生部門との連携

水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介した感染症のまん延の防止のため、感染症対策部門は環境衛生部門と連携して対応する。

ウ 動物衛生部門との連携

動物由来感染症のまん延の防止については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物への対策や、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門は動物衛生部門と連携して対策を講じる。

(6) 検疫所との連携

市は、検疫手続きの対象となる入国者について、検疫所より、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合又は検疫感染症及び新感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されない入国者の健康状態に異状のある旨の報告を受けた場合には、検疫所と連携し、感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる。

(7) 関係機関及び関係団体との連携

市は、感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、都道府県連携協議会等への参画等により、国や府等、医療関係団体等との連携体制を構築し、感染症を含む各分野の専門家や医療関係団体からの助言を得ながら、感染症対策を進める。

(8) 予防接種

市長は、感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、府知事からの指示に基づき、予防接種法第6条に規定する臨時の予防接種を適切に行う。併せて、関係機関等との連携による予防接種体制の構築を図るとともに、市民に対して、予防接種に関する正しい情報について周知する。

第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

市における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、(地独)大阪健康安全基盤研究所や府等と連携を図りつつ、計画的に取り組む。

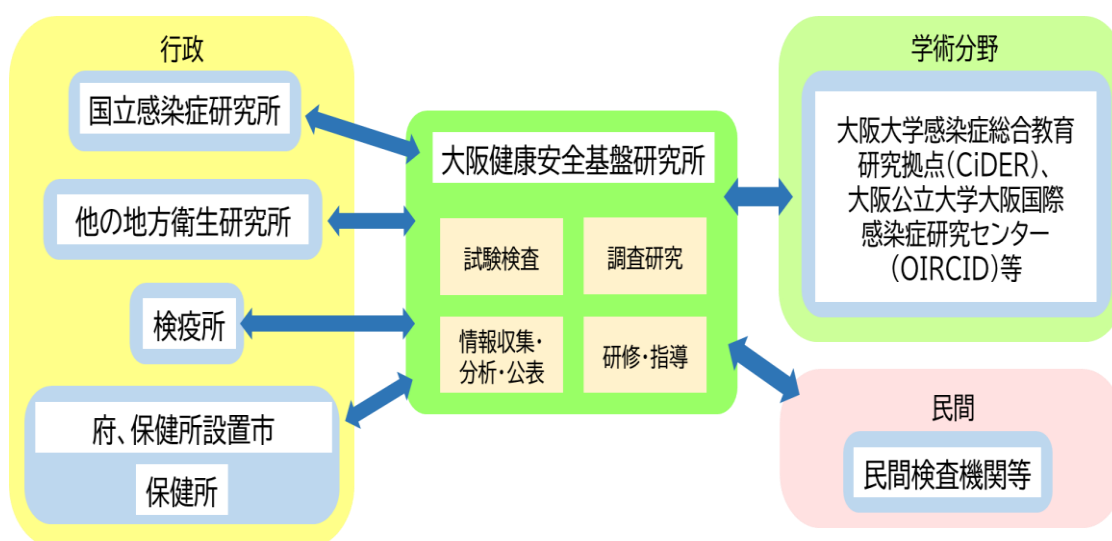
特に、調査及び研究の推進に当たっては、その地域に特徴的な感染症の発生の動向、その対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組みを行う。

ア (地独)大阪健康安全基盤研究所の取組み

(地独)大阪健康安全基盤研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関としての役割を果たせるよう、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所、大学研究機関、検疫所、府、市との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

これらの取組みを行うに当たり、市に対して研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行う。特に、2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催や訪日外国人の増加により、輸入感染症の発生等、様々な感染症危機が想定されることから、関係機関と連携し、病原体の早期探知や流行状況の予測を目的とした環境サーベイランスの研究を進める。(図3)

図3 (地独)大阪健康安全基盤研究所の連携体制等(イメージ図)



イ 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、国立感染症研究所、大学研究機関、地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等が相互に連携を図る。

第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 各機関等の取組み

ア 市の取組み

市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、都道府県連携協議会等への参画等により、地方衛生研究所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、本市関係機関を含めそれぞれの連携を図るとともに、検体採取の機会の確保や検体搬入の手順等についても整備しておく。

市は、保健衛生検査所(保健所の検査部門)が新興感染症の発生初期から十分な試験検査機能を発揮できるよう、平時から計画的な人員の配置や機器の整備等を実施する。

保健所における検査の実施能力及び検査機器の数

	対応開始時期(目途)別目標値	
	流行初期期間(発生等の公表後3か月程度)のうち1か月以内	流行初期期間経過後(発生等の公表後から6か月程度以内)
保健所(保健衛生検査所)	300 件/日	300 件/日
検査機器数	3 台	3 台

(地独)大阪健康安全基盤研究所は府との共同設置であるため、府と連携して新興感染症の発生初期から十分な試験検査機能を発揮できるよう、平時から計画的な人員の確保や機器の整備等を支援する。

(地独)大阪健康安全基盤研究所における検査の実施能力及び検査機器の数

	対応開始時期(目途)別目標値	
	流行初期期間(発生等の公表後3か月程度)のうち1か月以内	流行初期期間経過後(発生等の公表後から6か月程度以内)
地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所(※)	540 件/日	540 件/日
検査機器数	9 台	9 台

(※)府管轄保健所及び地方衛生研究所を有しない保健所設置市における試験検査にも対応。

なお、医療機関及び民間検査機関の検査能力については、府において医療措置協定や検査措置協定を締結することで、第二種協定指定医療機関(発熱外来)の対応可能人数以上を確保する。

【参考】大阪府全域における検査の実施能力及び検査機器の数

	対応開始時期(目途)別目標値	
	流行初期期間(発生等の公表後3か月程度)のうち1か月以内	流行初期期間経過後(発生等の公表後から6か月程度以内)
検査の実施能力	26,106件/日	68,793件/日
地方衛生研究所及び保健所等	1,338件/日	1,288件/日
医療機関	12,818件/日	16,225件/日
民間検査機関等(※)	11,950件/日	51,280件/日
地方衛生研究所等の検査機器数	21台	21台

(※)一部の民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力(全国から受託可能な検査実施能力)を計上

第二種協定指定医療機関(発熱外来)における1日の対応可能人数	流行初期期間(発生等の公表後3か月程度)	流行初期期間経過後(発生等の公表後から6か月程度以内)
	19,178人/日	24,924人/日

イ (地独)大阪健康安全基盤研究所等の対応

(地独)大阪健康安全基盤研究所及び保健衛生検査所は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上を図るとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行う。

また、国立感染症研究所等の検査手法を活用し、検査実務を行うほか、他の地方衛生研究所と連携して、迅速かつ適確に検査を実施する。

なお、検査への民間検査機関参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化する。

(2) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

市は、感染症の病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を整備する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、病原体等の情報の収集に当たって、医師会等の医療関係団体や民間検査機関等と連携を図りながら進める。特別な技術が必要とされる病原体の検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、地方衛生研究所が相互に連携を図って実施する。

第4 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

市は、都道府県連携協議会等への参画等により、平時から、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の移送のための車両の確保、民間事業者等との協定締結・業務委託等、体制整備に努めるとともに、保健所や各区保健福祉センター職員等を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

さらに、高齢者施設等に入所しており、配慮を必要とする者等の移送について、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議等を行うよう努める。

市は、都道府県連携協議会等への参画等により、平時から、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時における消防機関との情報共有や役割分担の整理を行う。加えて、患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保等について、消防機関と協議を行い、保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、移送に係る協定締結等を進める。

また、市は、都道府県連携協議会等を通じ、平時から、医療機関の受入体制についても情報共有を図るとともに、消防機関が搬送した傷病者が法第 12 条に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関からの情報が消防機関に対して、適切に伝達されるよう努める。

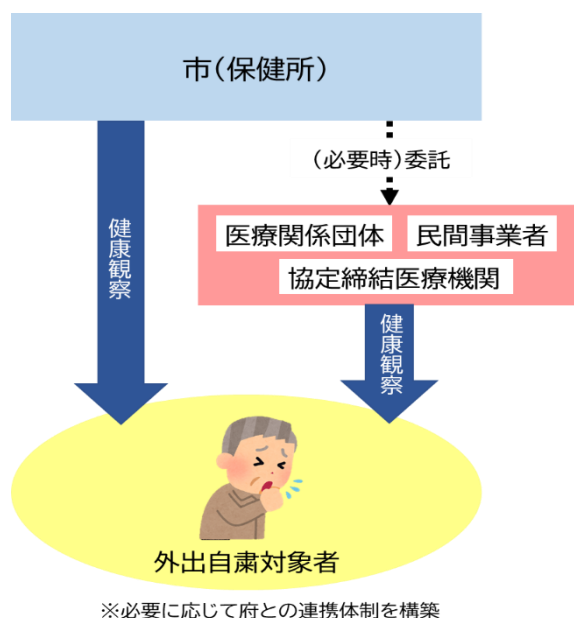
第5 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

ア 生活支援等の体制整備

市は、法第 44 条の3の2に規定する新型インフルエンザ等感染症又は法第 50 条の3に規定する新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあっては、当該感染症の外出自粛対象者、以下「外出自粛対象者」という。）に対する、体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制の整備や、生活必需品の支給等の支援を行う。健康観察や生活支援等の実施に当たっては、医療関係団体又は民間事業者への委託や ICT の積極的な活用にも努める。（図4）

また、市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、必要に応じて府と連携し、必要な範囲で関係機関に患者情報の提供を行う。

図4 外出自粛対象者(自宅)の健康観察の体制(イメージ図)



加えて、市は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切にサービスを受けられるよう、府や関係機関等と連携し、介護保険の居宅サービスの事業所等及び障がい福祉サービス事業所等に対して、平時から従事者に向けた感染症の予防及びまん延の防止のための研修等を行うよう指導する。

イ 相談体制や外来受診体制の整備等

市は、病原性や感染性に応じ、感染症の発生及びまん延時には、外出自粛対象者からの相談体制を早期に整備するとともに、府等の相談体制も活用しつつ、市民等の不安軽減に努める。

また、府と連携し、外出自粛対象者が外来受診する場合の民間事業者への委託等の体制確保に努める。

ウ 高齢者施設等への支援体制の整備等

市は外出自粛対象者が施設で療養することを想定し、平時から施設等とのネットワークの構築及び相談窓口としての体制を整備する。さらに、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延を防止できるよう、必要に応じて施設へ感染対策の助言等を行うことができる体制を平時より構築する。

また、新興感染症の発生及びまん延時においては感染制御・業務継続支援の経験がある専門家等を早期に施設へ派遣し、感染対策に関する助言を行うなどの感染制御に努める。

第6 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

感染症患者の治療に当たる医療専門職のほか、適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材等、多様な人材を確保するため、各機関において、感染症に関する人材の養成及び資質の向上に取り組む。

市及び(地独)大阪健康安全基盤研究所は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等において実施される感染症対策・感染症の検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)等へ職員を積極的に派遣するとともに、市は職員に対する感染症に関する講習会等を開催すること等により、感染症対策に携わる職員等の専門性の向上を図る。感染症に関する知識を習得した者については、(地独)大阪健康安全基盤研究所や保健所等において活用する。

保健所は、新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、感染対策向上加算届出医療機関等との連携強化を行う。

また、市内に所在する医療機関が感染対策向上加算届出医療機関等から感染症対策に関する必要な助言や研修等の支援を受け、院内感染症発生時に各医療機関が適切に対応できるよう医療機関の対応力向上に努める。

市は感染症有事の際に参集を求める職員及び IHEAT(※)要員に対して、平時から実践的な訓練を含む研修を定期的を実施する。

※IHEAT・・・感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

保健所職員等の研修・訓練回数

目標値	
対象	研修や訓練の実施又は参加の回数
感染症対策部門に従事する市保健所職員 及び(地独)大阪健康安全基盤研究所職員	年1回以上
感染症有事の際に参集を求める市職員 及び IHEAT 要員	年1回以上

第7 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

(1) 保健所の体制整備

市は、市内全域に及び感染症のまん延防止の観点から、保健所や各区保健福祉センターが地域の感染症対策の中核的機関として積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施することや、感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続するため、感染症の拡大を想定した上で、保健所等における人員体制や設備等を整備する。

また、IHEAT 要員や全庁的な応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築を図るとともに、感染症発生後保健所に対し、全庁的な応援職員の参集を速やかに行う。

ア 保健所における人員体制や設備等の整備

市は、保健所体制の整備に当たり、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄をはじめ、業務の外部委託や府・市それぞれの役割に応じた一元的な実施(疫学調査、相談業務や入院調整業務等)、DX の推進等を通じた業務の効率化を積極的に進める。

また、市は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置するとともに、健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う統括保健師を配置する。

さらに、各区役所に保健所を兼務する保健師(健康危機管理担当保健師)を配置し、健康危機事象発生時に迅速に保健所に参集できる体制を整備する。

イ 保健所への応援体制の整備

市は、保健所の業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、IHEAT 要員による支援体制を確保するなど、要請時の運用等の検討を行う。

市は、都道府県連携協議会等を活用し、学術機関、専門職能団体等と平時から連携し、感染症発生・まん延時等の際に必要な応じ、公衆衛生の実務に係る専門知識を有する人材等について、応援職員として保健所等への派遣等の協力を求める。

保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT 要員の確保数

目標値	
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	即応可能な IHEAT 要員の確保数(IHEAT 研修受講者数)
700 人	24 人

(2) 関係機関等との連携

市は、平時より、大阪府・保健所設置市等感染症連携会議や都道府県連携協議会等を活用し、府や医療関係団体等と保健所業務に係る内容について情報共有や連携を図るとともに、感染症の発生及びまん延時には、府との役割分担を整理の上、感染性や病原性、保健所圏域ごとの患者数・医療資源等を考慮し、患者情報の一元化や入院調整等に対応する。

また、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から府や各区保健福祉センター及び関係所属、(地独)大阪健康安全基盤研究所と協議し役割分担を確認する。

(3) 執務スペースの確保

感染症の発生及びまん延時には、応援職員等の参集、派遣職員等の配置など大幅な人員体制の強化への対応や、一元的な体制を整備できるよう必要な執務スペースを確保するよう努める。

第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

(1) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

ア 国への報告等

市は、法第 12 条に規定する感染症の発生状況について、国への報告等を、府を通じて確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合は、国等との連携のもと迅速かつ適切に対応する。

イ マニュアル等の整備

市は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はまん延のおそれが生じた場合の具体的な移送の方法等について、マニュアル等で定める。

ウ 対策本部の設置

市は、府において対策本部が設置されたとき、市内関係所属が一体となって対策を強力に推進するために、対策本部を設置する。

エ 国や府等関係機関との連携

市は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があるとして、国等から指示があった場合は、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。

また、国の要請に応じて、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣、その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を行うよう努める。

オ 国への支援の要請

新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロが想定される場合など、市に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、危機管理に係る国からの職員、専門家の派遣等の支援を要請し、適切な対応が講じられるよう努める。

(2) 緊急時における国との連絡体制

市は、緊急時における国との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行われる方法により行うこととする。

また、感染症の患者の発生状況や医学的な知見等について国から積極的に情報を収集するとともに、患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国に提供するなど、国と緊密な連携をとるよう努める。

(3) 他の地方公共団体との連絡体制

市は、緊急時における府等との連絡体制を整備し、医師等からの届出に基づいた必要な情報を相互に提供するなど、感染症への迅速かつ的確な対応ができるよう連携に努めるとともに、消防機関に対しても感染症に関する情報等を適切に連絡する体制を整備する。

また、府内の複数の市町村にわたり感染症が発生した場合で緊急を要するときは、府内の統一的な対応方針に基づき、感染の拡大防止に努め、複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合には、府が設置する対策連絡協議会等への参画等による連携体制の強化に努め、感染症の発生動向等にかかる情報共有を図り、感染予防・まん延防止にかかる対策等、感染症対策を進める。

(4) 検疫所との連携

市は、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

(5) 緊急時における情報提供

市は、緊急時においては、情報提供媒体を複数設定し、府等と連携しながら感染予防等の対策を講じるうえで有益な情報の収集・分析を行い、その結果を市民等に分かりやすい内容で情報提供を行う。

第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 患者等への差別や偏見の解消及び感染症についての正しい知識の普及

市は、市民等が感染症予防を主体的に実施できるよう、診療、就学、就業、交通機関や施設利用時の患者等への差別や偏見の解消、感染症予防に関する正しい知識の定着等のため、パンフレットや教材の作成、ホームページでの啓発、キャンペーン、各種研修の実施、感染症患者の職場や地域社会への円滑な復帰、感染症にかかった児童生徒等の再登校のための取組みに加え、相談機能の充実等市民の身近なサービスを充実する。特に、学校教育の場において、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及に努める。

また、新興感染症においては、病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民等や施設等に対し、啓発を行う。

さらに、当該感染症の患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別又は予防接種の有無等による偏見や差別をもって、人権を損なわれることがないように、特措法第13条第2項も踏まえ、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む。

(2) 感染症患者等の個人情報保護と人権の尊重

市は、報道機関に対し、常時、的確な情報を提供し、感染症に関して誤った情報や不適当な報道がなされた場合には、速やかに訂正するよう迅速に対応する。

また、患者等に対して調査等を行うときはプライバシーに十分配慮し、感染症のまん延を防止するため入院が必要になるとときには患者に説明の上で入院を勧告し、入院の延長に関しては感染症診査協議会の意見を聴く等人権を尊重して対応する。

なお、患者等のプライバシーを保護するため、医師が感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努める。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、国や府等との連携体制を都道府県連携協議会等への参画等により構築し、定期的に情報交換を行っていく。

第 10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

(1) 院内及び施設内感染防止

ア 市の取り組み

市は、医療機関、学校、社会福祉施設等において、感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の知見等を踏まえた感染防止に関する情報について、各施設に適切に提供する。

特に、高齢者施設等に対しては、発生早期から、高齢者施設等の関係団体と連携し、施設における感染・療養状況に係る情報の集約や、情報分析に基づいた感染予防対策等の周知を行うとともに、必要に応じて、高齢者施設等への感染制御等にかかる支援体制を整備する。

また、院内及び施設内感染防止に向け、新型コロナ対応で培った感染対策向上加算未届出病院も含めた地域の医療機関とのネットワークが引き続き有効に機能するように、平時から感染対策向上加算届出医療機関等との連携に努める。

イ 医療機関及び高齢者施設等の対応

各施設は、提供された知見や情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、平時から職員の感染症対策の徹底やマニュアル等の整備を図る等により、施設内の患者又は入所者及び職員の健康管理を進めることで、感染症の発生が早期発見されるように努める。

とりわけ、医療機関においては、平時から院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるとともに、院内感染が発生した場合は、地域の医療機関のネットワークを活用し、医学的知見を得て的確に対策を講じる。

(2) 災害防疫

災害発生時の感染症の発生及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、迅速かつ的確に所要の措置を講じる。その際は、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

(3) 外国人への対応

海外からの来訪者が国内で感染した場合や来日後に発症した場合には、市は領事館等の関係機関と連携を図りながら、医療機関において適切な医療を提供できるよう協力を求める。

また、市内に居住する外国人に加え、留学や就労等で長期間滞在する者がいることを考慮し、定期的な健康診断の促進等により、適切な感染症対策を講じるよう努めるとともに、外国人が要観察者になる等、帰国できなくなった場合には、領事館等の関係機関と連携しながら対策を講じるよう努める。

なお、法は、国内に居住又は滞在する外国人にも同様に適用されるため、これらの者に対し、保健所等の窓口感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備える等情報の提供に努める。

(4) 薬剤耐性対策

市は、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」に基づき、薬剤耐性微生物による感染症のまん延防止に努める。

(5) 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項

市は、市内の研究機関等に対し、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報の周知に努めるとともに、盗取、所在不明等の事故時や、地震火災その他の災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に国や関係機関と連携し、情報の共有及び管理を図り、特定病原体等による感染症の発生の予防、又はそのまん延防止対策に努める。